

広島県告示第千百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第一項の規定によつて、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によつて、通知の内容を廿日市市役所の掲示場に掲示した。

平成十九年十一月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者の氏名

所 在 場 所	所 有 者 の 氏 名
廿日市市吉和字吉和西一五八二	貴田寛仁、貴田久美子、三浦研、三浦大五郎、三宅英文、西尾歌子、日根優、牧山雅一、野口晃、野口昌子、野中長男、後藤雄太郎、西尾房子
廿日市市吉和字吉和西一五八三の四	村上知久
廿日市市吉和字吉和西一五八三の一〇	中本國香、中本都志子
廿日市市吉和字吉和西一五八四の一	貴田寛仁、貴田久美子、三浦研、三浦大五郎、三宅英文、西尾歌子、日根優、牧山雅一、野口晃、野口昌子、野中長男、後藤雄太郎、村上知久、小林房子、村上寛
廿日市市吉和字吉和西一五八五	貴田寛仁、貴田久美子、三浦研、三浦大五郎、三宅英文、西尾歌子、日根優、牧山雅一、野口晃、野口昌子、野中長男、後藤雄太郎、松岡一登、和田邦彦、森川武文
廿日市市吉和字吉和東一五八九の一	貴田寛仁、貴田久美子、三浦研、三浦大五郎、三宅英文、西尾歌子、日根優、牧山雅一、野口晃、野口昌子、野中長男、後藤雄太郎、村上知久

二 指定の目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について